

吹田市立第六中学校PTA規約

第一章 名称および事務所

第1条 この会は吹田市立第六中学校PTAという。

第2条 この会は事務所を吹田市立第六中学校内におく。

第二章 目的および活動

第3条 この会は、会員がお互いに協力して、家庭・学校・社会で生活している生徒の幸福な成長をはかることを目的とする。

第4条 この会は、前条の目的をとげるために次の活動をする。

1. よい父母、よい教員となるように努める。
2. 学校と家庭と社会とがしっかり連絡して生徒の生活を指導する。
3. 生徒の生活環境をよくする。
4. 公費で教育が充実されるよう努める。
5. その他この会の目的達成に必要な諸活動を行う。

第5条 この会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「吹田市立第六中学校PTA個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

第三章 方針

第6条 この会は、よい教育ができるようにするための民主団体として次の方針に従って活動する。

1. 生徒の教育と生徒の幸福のため活動する他の団体および機関と協力する。
2. 営利的・宗教的・政党的・その他学校教育からはずれた活動を目的とする団体や事業に関係したり、あるいはこれを支持したりしない。
3. この会またはこの会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
4. 会の運営はどこまでも自主的なもので、他のどんな団体からも支配や干渉をうけてはならない。
5. 学校の人事や方針、その他管理には干渉しない。

第四章 会員

- 第7条 この会の会員となることのできる者は次の通りである。
1. 本校に在籍する生徒の保護者
 2. 本校の校長・教頭および教職員
- 第8条 会員はみな平等の義務と権利を持ち、本会の役員や委員になること、総会に出席して動議を出すことおよび賛否を表明することができる。
- 第9条 この会の会員は会費を納める。会費は会員一人につき月額200円とする。会費の集金、それに付随する事項に関しては本校PTAから本校に委任する。
- 第10条 この会の入退会については次の通りである。
1. この会の入退会は任意である。
 2. 所定の届出の提出または意思表示をもってこの会の入退会とする。
 3. 卒業、転出、異動については本校に籍がなくなった時点で自動退会とする。

第五章 経理

- 第11条 この会の活動に用いる経費は、会費と寄付金その他の収入によってまかなわれる。
- 第12条 この会の経理は総会で議決された予算をもとにして執行される。
- 第13条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を受けなければならない。
- 第14条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第六章 役員

- 第15条 この会の役員は次の通りである。
- | | |
|-----|-----------------|
| 会 長 | 1名（保護者） |
| 副会長 | 2名（保護者） |
| 書 記 | 2名（保護者、教員より各1名） |
| 会 計 | 2名（保護者、教員より各1名） |
- 第16条 役員は他の役員・会計監査を兼ねることはできない。
- 第17条 役員は総会の議決によって決める。
- 第18条 役員任期は1年とする。ただし引き続き1年間だけは再任してもよい。役員は引き続き他の役員に選任されることができる。

- 第19条 会長は次の職務を行う。
1. 総会および運営委員会を招集する。
 2. 会長は会計監査委員の集会を除くすべての集会に出席して意見を述べることができる。
- 第20条 副会長は会長を助け会長に事故があるときはその職務を代わって行う。
- 第21条 書記は次の職務を行う。
1. 総会および運営委員会の議事ならびにこの会の活動に関係のある重要事項を記録する。
 2. 記録・通信・その他に書類を保管する。
- 第22条 会計は次の職務を行う。
1. 総会によって定められた予算によってすべての会計事務を処理する。
 2. 総会で会計監査委員の監査を経た決算報告をする。
 3. この会の財産を管理する。
 4. 予算の立案について協力する。

第七章 会計監査委員

- 第23条 この会の経理を監査するために会計監査委員2名を置き任期は1年とする。
- 第24条 会計監査委員は総会の議決によって決める。
- 第25条 会計監査委員は次の職務を行う。
1. 年2回以上、会計帳簿・記録・財産を公正かつ不偏な立場で監査し、結果を総会に報告する。
 2. 保護者より選ばれた会計監査委員は内部監査委員として運営に関わる会議や活動に参加する。

第八章 役員および会計監査委員候補者の指名委員会

- 第26条 役員・会計監査委員の候補者を指名する時は指名委員会を置く。
- 第27条 指名委員会の委員の数と選ぶ方法は細則で決める。
- 第28条 指名委員会の委員は、その任務が終わった時に解任される。

第九章 総会

- 第29条 総会は全会員で構成され、この会の最高決議機関である。
- 第30条 総会は、定期総会と臨時総会とにする。定期総会は年2回とする。臨時総会は運営委員会が必要と認めた時、または会員の10分の1以上の要求があったとき開く。
また、総会は書面(電磁的記録を含む)による決議もできる。

第31条 総会を開くのにおそくとも3日前にその日時、場所及び議題を通知しなければならない。

第32条 総会は会員現在数の5分の1以上出席しなければ、その会を開き議事を決することができない。
ただし、委任状または議決権行使書をもってかえることができる。

第33条 総会の議事は出席者の過半数で決める。
書面(電磁的記録を含む)による決議の場合も同様とする。

第十章 運営委員会

第34条 運営委員会は役員・常任委員会の委員長及び副委員長・校長及び教職員代表2名と臨時委員会のある場合はその委員長及び副委員長とで構成する。

第35条 運営委員会は会長が必要と認めた時又は構成員の4分の1以上の要求があったとき開く。

第36条 運営委員会は委員現在数の2分の1以上出席しなければ議事を開き議決することができない。

第37条 運営委員会の議事は出席者の過半数で決める。

第38条 運営委員会は原則として年4回開く。

第39条 運営委員会の任務は次のとおりとする。

1. 各種委員会によって作られた事業計画及び予算を審議する。
2. 総会に提出する報告と議事日程を作る。
3. 必要ある場合は臨時委員会を設ける。
4. 総会の議決によって委任された事項を処理する。
5. その他必要な事項を処理する。

第十一章 常任委員会及び臨時委員会

第40条 この会の活動に必要な事項について調査研究立案するために常任委員会をおく。
常任委員会に必要な事項は細則で決める。

第41条 特別な事項について必要があるときは臨時委員会を設けることができる。
臨時委員会について必要な事項は細則で決める。

第十二章 細則

第42条 この会の運営についての必要な細則は、この規約に反しない限り運営委員会の議決を経て決める。

第43条 運営委員会は細則を決める。又は改廃した場合はその結果を次期総会に報告しなければならない。

第十三章 改正

第44条 この規約は総会で出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

第45条 改正案は総会を開く少なくとも1週間前に全会員に知らせなければならない。

付則

この規約は平成6年4月から行う。

平 11年 2月 20日一部改正 (第六章 第14条)

平成12年5月25日一部改正 (第四章 第8条)

令和8年2月27日一部改正 (第二章第5条、第四章第7条3、9条、10条、第六章第15条、第七章第25条、第九章第30、32、33、第十章第38条)

細則

第一章 役員・会計監査委員の選出と就任

- 第1条 役員・会計監査委員の選出は次の通り行われる。
1. 指名委員会は12月末日までに役員・会計監査委員の候補者を指名する。
 2. 本部役員は役員・会計監査委員の候補者を総会の3日前までに全会員に告示する。
 3. 候補者に変更があった場合、すみやかに全会員に報告する。
 4. 候補者の指名は指名委員会でする場合も、前号の場合もその氏名を発表するとき被指名者の同意がなければならない。
 5. 役員・会計監査委員は総会において出席した会員の過半数の賛成により選出される。
 6. 選出管理事務のすべては指名委員会がこれにあたる。
 7. 役員の任期は4月1日から翌年3月31日までとする。
 8. 現会員より選ぶ。ただし、年度をこえて会員として、継続する場合、指名委員会は役員・会計監査委員を指名することもできる。
 9. 会長、副会長、書記、会計、会計監査委員は、一世帯一回とし、希望しない限り再度役員・委員を引き受けなくても良い。

第2条 役員に欠員が生じたときは運営委員会にはかる。

第二章 常任委員会と臨時委員会

第3条 常任委員会として、学級文化委員会・広報委員会・生活委員会・緑化委員会・指名委員会(1,2年生のみ)を置く。尚、転出等により欠員が生じた場合の為に各学年に補欠を設けるものとする。

第4条 臨時委員会は、前条の委員会の持つ任務の外に特別な企画調査など必要なときに運営委員会で決める。

第5条 臨時委員会はその任務が済めば解散する。

第6条 臨時委員会が設けられた場合は、常任委員会の委員が兼ねるものとする。

第7条 常任委員会の委員の任期は1年とする。ただし留年してもよい。

第8条 常任委員会の委員長及び副委員長は各委員会に於いて互選し、会長がこれを委嘱する。

第9条 学級文化委員会は

1. 学級担任と学級文化委員会との連携につとめる。
2. 会員の教育に関する理解と自覚を深めるためにつとめる。
3. 会員相互の親しさを深めることにつとめる。

第10条 緑化委員会は学校の教育環境の維持・改善のために校内の緑化環境の管理・保全につとめる。また、必要に応じ、他の関係諸団体との連携をはかる。

第11条 指名委員会は他の関係諸団体との連携をはかり、次期役員を選出を行う。

第12条 広報委員会は会員相互の理解を深めるため、機関紙等の発行を行い情報の伝達と意見の交換につとめる。また必要に応じ、他の関係諸機関との連携をはかる。

第13条 生活委員会は会員相互の地域的連絡をはかり、生徒の校外生活を善導し、その教育的環境の純化をはかる。

第14条 校長は各常任委員会又は臨時委員会に出席して意見を述べることができる。

第三章 改正

第15条 この細則は運営委員会において構成員の3分の2以上の賛成を得なければ改正することができない。

第16条 この細則は平成10年4月から行う。

第17条 常任委員会の委員は、任期中のPTA活動に一度も参加しなかった場合、その年度の委員履歴はつかないものとする。

第28条 常任委員会の委員長・副委員長は一世帯一回とし、希望しない限り再度、委員長・副委員長は引き受けなくても良い。

付則

平成11年2月20日 一部改正(第一章 第1条 一、イ、七 第二章 第3、6、9、10条)

平成15年2月26日 一部改正(第一章 第1条 五)

平成19年2月21日 一部追記(第一章 第1条 十)

平成21年2月19日 一部追記(第一章 第1条 十一)

平成22年3月5日 一部改正(第一章 第1条 一、イ、四 第二章 第3、6、10条)

平成23年3月6日 一部改正(第一章 第1条 一、二、 第二章 第3、6、11条)

平成24年3月3日 一部追記(第二章 第6条、第三章 第19条)

平成25年3月2日 一部追記(第三章 第20条)

平成27年12月7日 一部改正(第二章 第6条)

令和2年3月21日 一部改正(第二章 第6条)

令和2年3月21日 一部改正(第一章 第1条)

令和2年3月21日 一部追記(第三章 第21条)

令和8年1月16日 一部改正(第一章第1条11、第二章第3、6条)
条文削除(第二章11条の1、第三章第21条)

令和8年2月8日 一部改正(第一章第1条1、2、3、5、6)